

第二十二回国会 衆議院 内閣委員会 議録 第二十五号

昭和三十年六月二十三日(木曜日)

午前十時二十九分開議

出席委員

委員長 宮澤 胤男君 政信君
理事 高橋 順一君 理事 辻 眞澄君
理事 床次 徳二君 理事 江崎 眞澄君
理事 森 三樹二君 理事 田原 春次君

大村 清一君 長井 源君
保科善四郎君 眞崎 勝次君
栗山 博君 山本 正一君
大坪 保雄君 小金 義昭君
田中 正己君 田村 元君
船田 中君 福井 順一君
西ヶ久保重光君 飛鳥田一雄君
石橋 政嗣君 下川儀太郎君
川俣 清音君 鈴木 義男君
中村 高一君

出席國務大臣

郵政大臣 松田竹千代君

出席政府委員

行政管理局 森 清君
政務次官 齋藤 誠君
總理府事務官 岡部 史郎君
行政管理部 史郎君

委員外の出席者

農林事務官 齋藤 誠君
(大臣官房 文書課長)
農林事務官 村田 豊三君
(食糧庁総務部 総務課長)
郵政技官 平山 温君
(大臣官房電氣 通信監理官)

會計検査院長 東谷傳次郎君

會計検査院 池田 直君
事務総長 池田 直君
専門員 龜井川 浩君
専門員 小関 紹夫君
専門員 安倍 三郎君
専門員 遠山信一郎君

六月十八日

委員松岡松平君辞任につき、その補欠として松本俊一君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十日

委員福井順一君辞任につき、その補欠として保利茂君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十一日

委員保利茂君及び田原春次君辞任につき、その補欠として福井順一君及び堂森芳夫君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十二日

委員松本俊一君及び堂森芳夫君辞任につき、その補欠として松岡松平君及び田原春次君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十三日

委員矢尾喜三郎君辞任につき、その補欠として川俣清音君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事田原春次君委員辞任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

六月二十日

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)

同月二十二日

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)

同月二十日

養護教諭の恩給不合理是正に関する請願(杉村冲治郎君紹介)(第二三九〇号)

石川県珠洲市飯田地区の地域給指定に関する請願(徳田與吉郎君紹介)(第二四〇九号)

群馬県藤岡市の地域給引上げの請願(中會根康弘君紹介)(第二四一〇号)

島根県益田市合併地区の地域給指定に関する請願(中崎敏君紹介)(第二四二一号)

岡山県津山市の地域給引上げ等の請願(小枝一雄君紹介)(第二四七八号)

岐阜県御嵩町の地域給指定に関する請願(額瀬彌三君紹介)(第二四七九号)

宮城県岩沼町玉浦地区の地域給指定に関する請願(菊地義之輔君紹介)(第二四八〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の互選

會計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七九号)

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二二号)

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)

○宮沢委員長

これより会議を開きます。會計検査院法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に対する質疑は終了いたしております。

○宮沢委員長

本案に対し田原春次君より修正案が提出されております。その趣旨説明を求めます。田原春次君。

○宮沢委員長

會計検査院法の一部を改正する法律案に対する修正案

法律案に対する修正案

會計検査院法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三十七条の改正に関する部分の次に次のように加える。

第二十三条第一項に次の一号を加える。

八、国が資本金の全部を出資している

公庫又は銀行から貸付金を受けているものの当該貸付金にかかる會計

検査院法の一部を改正する法律案

○田原委員

今回内閣より提出された會計検査院法の一部を改正する法律案に対して、左右両派社会党では次のごとく修正すべきものと決定いたしましたので、この修正案を本委員会に提出いたします。

○田原委員

簡単にその趣旨を御説明申し上げます。會計検査院法第三十七条の改正に関する部分の次に、次のように加えるように修正することを主張する

○田原委員

現在會計検査院が検査し得る公庫または銀行は日本開發銀行、日本輸出銀行、公庫の方では国民金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫等があるのであります。が、これはこれらの銀行または公庫にまでしか會計検査はできないのであります。これら銀行または公庫が貸し付けております相手の会社等の経理状況につきましては、その相手方が承諾をしなければ立ち入り検査ができないことになっておる。従っていわゆる政治借款、もしくはその他世上の疑惑を招くような使途をいたしまして、それは貸し付けた銀行と、貸し付けを受けた相手方との間における関係としかならない。それでこの際政府が會計検査院法の一部を改正するならば、すべからずこの点まで徹底するようにすることが国民としては当然の改正だらうと考えております。しかるに今回の政府の原案にはこれがありませんから、第八として、特に先ほど述べましたような一項を加えたいというのが趣旨であります。ただし実際は、しからば国民金融公庫で三十万円の融資を受けた者あるいはその他低額融資者の一々にわたってまで會計検査院が調査し

得るか。これは検査官の検査能力、数の問題になりますので、実際にこの修正案が通った場合は、たとえばかりに一口一億四千万にすると、何かそこはまた運用の面において考えてもらいたいと思ひますけれども、世で伝えられまうところの某炭鉱会社が開発銀行から四十億の融資を受けて、しかもその大半は運送資金に使ったというよ

修正案を出したのでございませうから、願わくは各委員におかれても賛成していただきます、この機会にこの一項目を加えていただきたい。

以上が提案の理由であります。
○宮沢委員長 これより本案及び修正案を一括して討論に入ります。討論の通告があります。高橋順一君。

○高橋(順)委員 私は会計検査院法の一部を改正する法律案は、政府提出の原案に賛成をし、社会党両派より共同提案にかかる修正案には、反対をいたすものであります。

原案につきましては、これまでの委員会において質疑応答が尽されておりました、政府の答弁するところを私ども了承いたす次第でありまして、これについて多くを述べる必要はないと考へるものであります。ただ修正案につきましては、提案者の御説明のございましたように、公庫または銀行から貸付を受けたものの当該貸付金にかかる会計というものを、十分適正になされなければならぬというところは、私どもも同感であるわけでありませう。世上、公庫または銀行から貸付を受けたこと

ろのものについて、いろいろ疑念があるなど伝えられておるのであります。が、しかし過般の委員会において、政府委員よりも答弁のございましたように、それらについてもどこまでも厳正を維持しなければならぬというので、公庫、銀行の会計の検査を厳重にし、しかもその際貸付金に関する会計についても、公庫あるいは銀行を通じて、貸付を受けたものとの間の書類等を、承諾を得て提出せしめて、それらの点について十分事実上の検査をしておる。従つて現在のところ会計検査の目的は達しておるものである。こういうことが明らかにされたわけでありまして、いろいろこれについては研究すべき問題もあると思ひますけれども、現在の会計検査院の人員なりある面もございませう、それをこの際会計検査院が、全般的な検査をするということになる、また一面貸付を受けたるもの事業経営なり、あるいは一般信用等に関して、いたずらに疑念を招く等のことによつて、そこに予測することのできない問題も起るといふことも懸念されるわけなのでございませう、私は現在の段階においては、まずまず会計検査院の言を信じ、しかもさらに会計検査院の公庫並びに銀行の貸付金に関する会計という点に、さらに鋭い目を投じていただくと、会計の厳正を期していただくというところに信頼を置きまして、この際はまた修正案の趣旨のごとき立法をする段階でない、こういうふうに考へますので、修正案

に対しては反対をいたす次第でございませう。各委員におかれまして今申し述べましたように、政府原案に対し賛成、修正案には反対ということに御賛成を得たいのでございませう。
○宮沢委員長 田中正己君。

○田(正)委員 このたび提出された会計検査院法の一部を改正する法律案につきましては、政府原案につきましては、それぞれ現下の必要の要請にこたへたものと思ひまして、これについて私どもは賛成をいたしたいと思ひます。しかしながらただいま提案になりました一部修正案につきまして、國が資本金の全部を支出しておる公庫または銀行からの貸付金を受けておるものについて、当該貸付金にかかる会計を、検査するようにと御趣旨ださうでございませう、これらの公庫または銀行というものは、一応企業体の性格を持つておりますので、今後かような制度が生まれた場合において、私ども一面において憂へること

は、その銀行なり公庫の責任の明確性と経営の自主性ということがそこなされるというようない面を持つておることを憂へるものであります。もちろんこれら公庫または銀行は、國が全額出資していることにかんがみて、その経営の内容特に貸付については、他の金融機関以上に慎重にこれを実施しなければならぬことはもちろんであります。かような点をわれわれは特段と希望するものであります。半面かよろなるものについて、一々これらを検査することによつて、会計検査院の機能が分散化し、従来の会計検査院の機能が疎略になることがあつてはいけな

いということも私ども考へるのであります。かような意味におきまして私どもはこの会計検査院法の一部を改正する法律案の政府原案に賛成し、修正案に対しましては反対の意を表明したいと存するものであります。
○宮沢委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。まず本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○宮沢委員長 起立少数。よつて本修正案は否決いたしました。
次に政府原案について採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔総員起立〕

○宮沢委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○宮沢委員長 次に行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。
質疑は一応終了いたしております。川俣委員より特に補充質疑の通告がありますから、これを許します。簡単に願ひます。川俣清君。

○川俣委員 大体質疑は終つておるものでございませう、簡単に御答弁を願ひたいと存じます。特に私は農林省関係の定員についてお尋ねいたしたのでございませう、それは討論の際必要でございませう、詳しく御答弁を願ひたいと思ひます。
○岡部管理部長は去る国会の定員法の改正の場合におきまして、将来来るべき修正の機会においては、法律の趣旨に従つて、その事業量と相俟つて根本的な修正を加えらるると約束しておられ

るはずであります。今度の中にそれらの意思が入つておるかどうか、これが第一点です。
特に問題になりますのは、農産物検査法において、明らかに検査官でなければ、しかも身分を証明すべき身分証明書を持たなければ検査できない法律上の制約を受けておるにかかわらず、現在はそれが疎略になつておるわけでありませう。しかも一方食糧管理法に基きまして政府が独占購買をいたしておるわけでありませう。取量されたものは政府に納めなければならないという食糧法の規定があるわけでありませう。しかもそれは検査米でなければならないという規定が厳存いたしておるのであります。ところが一方の法律においては明らかに規定があるにかかわらず、予算上の制約または定員法の制約によつて、この厳存しておる法律を無視するようないことは相ならぬと考へるが、この点についての御答弁を願ひたい。
○岡部政府委員 ただいま川俣委員から二点につきましてお尋ねがございませう、逐次お答え申し上げます。まず第一点につきまして、各省の定員の合理化是正という点について、各省の事務量がマッチしたように定員を是正するよう努力したかというお尋ねでございませう、この点につきまして、このたびの定員法の改正案の作成に当りまして、各省とできるだけ密接な打ち合せをいたしまして、及ばずながらその点につきまして、率直に申し上げて、それが十分な効果を發揮したかと申しますと、必ずしもそうも言ひ切れない次第であります。と申しますのは、根本的にこの定員をどう

きめていくかという事は、公務員制度の根本にもつながらる問題でございます。結局は現在内閣にありまします公務員制度調査会の結論を待つて根本的に是正するよりほかはない、この公務員制度調査会の結論もそう長いことではないと思われましますので、それを待つという態度を政府としてとつておられます。それ以外にさしあたりこの三十年度におきます業務量の増減に際しまして定員の是正の措置を講じまして御審議をいただいて、こういう状況でございますので、第一点につきましてはこの程度で一つ御了承をお願いしたいと思います。

第二点につきましては、先般の国会におきましても、川俣委員から熱心に御質疑があったことでございます。これまた公務員制度の根本にわたるきわめて根の深い問題でございます。私もこれにつきましてもかなり長時間検討を重ねた次第でございますが、これも結局最終的には今の公務員制度をどう変えるかという点にわたる問題でございますので、根本的にはそれに待つよりほかはあります、こう考えますので、公務員制度調査会におきましてこの問題を特に取り上げていただきますように検討しては後でございます。これにつきましても後の機会におきまして、こういう検討を重ねているのだという資料をお手元に差し上げておられるかと思っておりますが、それはさておきまして、しからば現在検査員制度というものはどうなっているかと申しますと、農産物の検査は検査官が行うという事になっておられるわけでありまします。しからば

この検査官はどのようなものと申しますと、これは同条の第二項に基きまして、食糧事務所長が食糧事務所の職員から指名するということに相なつておられるわけでありまします。従いまして何人検査官にするかという事は食糧事務所長の権限に属する問題でありまします。すなわちこれを純粹に法律論として考えますと、現在の検査法の建前からいへば、農産物検査官として所長が指名をするには、必ずしも食糧事務所に勤務する農林技官に限る必要がない、こういうような結論に政府内といたしましては、農林省、法制局、行政管理局はさしあたりそういう見解に一致しているわけでありまします。従いまして食糧事務所長が農林技官以外の職員を、検査の能力ありとして検査官に指定いたしますならば、その者は明らかに農産物検査法上の権限を執行できるといふような解釈を政府内としてはとる、そして実際そういう能力があるかどうかという事は、食糧事務所長の判定にまかせるほかはないというようなことに今落ちついておられますので、その点お答え申し上げます。

ばこの検査官はどのようなものと申しますと、これは同条の第二項に基きまして、食糧事務所長が食糧事務所の職員から指名するということに相なつておられるわけでありまします。従いまして何人検査官にするかという事は食糧事務所長の権限に属する問題でありまします。すなわちこれを純粹に法律論として考えますと、現在の検査法の建前からいへば、農産物検査官として所長が指名をするには、必ずしも食糧事務所に勤務する農林技官に限る必要がない、こういうような結論に政府内といたしましては、農林省、法制局、行政管理局はさしあたりそういう見解に一致しているわけでありまします。従いまして食糧事務所長が農林技官以外の職員を、検査の能力ありとして検査官に指定いたしますならば、その者は明らかに農産物検査法上の権限を執行できるといふような解釈を政府内としてはとる、そして実際そういう能力があるかどうかという事は、食糧事務所長の判定にまかせるほかはないというようなことに今落ちついておられますので、その点お答え申し上げます。

川俣委員 閣下君の答弁の中にみずから矛盾があるのです。それだけの人間が必要だということ、一方において認めておられる答弁だ。要らないという答弁になっていない。必要だと認めておいたものをなぜ定員に加えないのか、こう言うのです。必要じゃないというなら別です。事業量として必要だという答弁じゃないですか。これが第一点です。

もう一つは、それを避けるために、現に行われておられるのは、任命しない者が實際は検査している。だからたとえ

ば米検の者は、正式の検査員の名前をもつて検査証を渡す。自分の責任の判を別に押して、二つ押して検査しておられる。これは明らかに任命せられていない者が検査するために、正式の検査員にあらざる者が代行しておられるわけだ。農産物検査法ではそんなことは許されておられません。代位行為は許されていないが、実際は代位行為をしておられる。これが二点。

もう一つは、あなたは定員を減らす減らすと言われども、国の予算の中において、一方に検定協会なるものを作つて首切つたものを補充しているじゃないですか。これはどういふわけなんでしょうか。予算削減のためにやるならば、検定協会などにトシ当り六十数円の金を補助いたしましたして、わざわざ首切つた者をそこに収容する必要はないじゃないですか。しかも国の予算の中です。このために国の予算が四億も使われる。一方で減らして、一方で同じ経費でまかなっているのはどういふわけですか。どこに根拠があるか。何のために減員するのです。予算削減のためだとすれば、一方で予算はちゃんと出しておる。この矛盾をどう説明なさいますか。

○岡部政府委員 重ねてお答え申し上げます。まず定員の問題についてでございますが、御承知の通り食糧庁の今年度の総定員は二万五千四百四十四人に達しておるのであります。そのうち食糧検査に従事する職員は、定員法内で二万二千人でございます。それでこの定員法上の定員というのは、できるだけその役所の恒常的な、季節によつて増減のないコンスタントな職員を一つ押さへよう、こういう考えに立つて

いるわけなんです。これは各省を通じてそういう考えでございますので、季節による変動のピークをとらえて定員の中に織り込むという事は、これは定員法の趣旨でないかと私考しておる次第でございます。そう考えて参りますと、どうしてもこの食糧検査というやうな、季節によつてピークが非常に上つたり下つたりするものにつきましても、ピークを定員の中に全部織り込むという事は困難なものであらうと思つて、そういう意味において、どうしてもある程度まで定員からはずれる臨時の職員というものを検査事務に従事させるという事は、これはやむを得ざる措置ではなからうかと考えます。そのやむを得ざる職員として本年度常勤労働者二千八百人が予算上認められてるのであります。これにつきましても先ほど申し上げました趣旨で、堂々と検査事務に従事させて差しつかえないことで、また従事させることが適当だ、こう考えておるのであります。その根本は、要するに定員法の立て方はどう考えるかということに連なつてくる問題だと思つておられます。

第二点の問題におきましては、これはそういう趣旨でございますから、できるだけ検査所長が検査証を發行し、検査証を持った本人の名前において検査せしめるのが適当なやり方でございます。場合によりましては、その検査官を補佐させるといふことは考へられると思つておられますが、他人の名義を用いて検査するといふやうなことが、これは不適当な、むしろあり得べからざることだと思つておられます。

○川俣委員 簡単にいたしますが、これはあなたが定員法を非常に重要視し

て、それに合わせるための今の答弁なんです。一方農産物検査法はそういう建前できていないのです。検査法規に従つた定員にするのか、定員内で検査法規を直すのか、どっちをとるのかという問題なんです。法律がある以上、法律に基いた行為を行政府として考へなければならぬのが原則です。だからこの法律を改正してしかる後に定員を考へるなら別ですが、あなたの方は逆で、定員法の手前上法律を曲げていこうとするところに、行政府として最も慎まなければならぬところの問題が出てきている。その便法としてわざわざ検定協会といふやうな財団法人を作らして、検査をさせるといふやうな邪道に陥つておられるのじゃありませんか。これは定員法は無理だということなんです。無理でなければどういふ結果が現われるわけがない。検査法に基く規格検査、しかも時に應じては住居にまで入つて、人がいよつといまいと検査する資格を持っている者の代位行為をやるということ、許されることじゃないじゃありませんか。今まで検査官の場合でも代位行為は許されていない。その検査官とほとんど同じやうな、あえて住居に入つてもいいやうな権限を一方において与えているじゃありませんか。そういうことはやめたらい。一方においてそれだけの権限を与えて法律上擁護しているなら、擁護されたやうな身分のものにおいて擁護されなければならぬことは明らかだ。定員法が重大なこの法律が重大なのか。もし法律を改正してやるなら別です。改正もしないで、定員法という便宜的な方法によつて講ぜられることはまかりならぬ、こういうことで

す。それでもなおやろうとするのですか。

○岡部政府委員 お答え申し上げます。定員法の建前といたしましては、あくまで各省がそれぞれの実体法に基づきまして、行政を執行するの必要不可欠からざる定員を法律に掲げて、それによって国会の御審議を仰いでその数をきめる。こういう趣旨であろうと存じますので、その趣旨に基づきまして私ども定員法の運用を考えて参っております。今後もそのつもりでおりますので、御了承いただきたいと思っております。

○川俣委員 それじゃ農林省にお聞きしますが、今の食糧管理法並びに農産物検査法に従って、それで定員を要求しているのですか。それではなぜ地方事務所長が便宜的な方法を講ずるのであるか。

○村田説明員 ただいま行なっております農産物検査法に基いて行い規程の検査は、御承知のように、米麦等の主要食糧を中心に、そのほかの農産物等もございまして、これらには豊凶によりまして、多少の農産物の出回りの多い少いはございまして、すでに過去の検査の大体コンスタントな実績等があるわけでございます。従いまして必要最低限度の正規職員による検査官というものは、ここ数年來大体において固定していると私も理解いたしているわけであります。なお御承知のように、そうした検査ではありますけれども、農産物が季節的のなものでありますだけに、季節的にかなり仕事の繁閑があることも御承知の通りでございまして、それらの繁閑がある程度調節する意味で、先ほど

来御論議になつております常勤勤務者の問題あるいは非常勤職員の問題が出ているのではなからうかと存じます。それらは建前は一応正規の検査官のやります検査の補助員という建前で、しかも常時的な補助員と、全くの季節的な臨時の補助員との二様の職員がただいま食糧庁のそれぞれの末端に存在してございまして、検査を実施しているような次第であります。

○川俣委員 そういふように食糧庁がだらしないからいかぬのです。あなた方食糧庁は何に基いて検査する資格を持って居るので。農産物検査法に基いて検査する資格を持っているだけですか。食糧庁が持っているだけではないですか。あなたは一体どの法律の根拠に基いて検査する資格を持っているのですか。おそろく農産物検査法以外には検査する資格を持って居ないですか。この法律の根拠以外には持ち得ないはずですから、この法律の根拠に基かないで便宜的にやるなんというごことは許されるわけはないのです。

○村田説明員 御指摘の通り、農産物検査は農産物検査法に基いて実施いたしておりますのであります。

○川俣委員 検査法の中には補助員と検査法の中に検査させるといふこととはありません。あるのですか。

○村田説明員 検査法の中にはそういう補助員が検査するという規定は、法文の表面上には出て参つておられないことと存じます。

○川俣委員 表面上出ないものをあえてやるというのはどこから出ているのです。これは検査官の資格を持つている職員の中からという意味でしよう。資格のない職員ということではないでしよう。しかも職員というからには、それだけの事業量に必要とするものをあなた方は置いているはずなんです。事業量がなくて、そのために定員を減ずるといふことは、これはもちろんのことです。必要だと一方で認めていなから便宜なことをやるということとは許されぬ、こういうことなんです。人の財産の価値判断をするようなことが便宜的にやられてはたまつたものではない。

○斎藤説明員 今の川俣先生の御質問でございますが、検査法上は検査官が検査するということになつておられますけれども、その検査官が定員の職員であるかどうでないかということにつきましては、先ほど行政管理局からも御答弁がございましたように、われわれといたしましてはいろいろ各省との点について法律上の解釈につきまして論議いたしました結果、この職員については、定員の職員のみならず、常勤職員等ももちろん公務員であり、職員である、従つてその職員の中から検査官を選んで、これをして検査を行わしめるといふことは違法ではないという解釈になつて居る次第でございます。

○川俣委員 そつたしよと、いわゆる常勤勤務者といふんですか、この職員と、定員法の職員とは違わないのですか。

○岡部政府委員 常勤勤務者と定員法内の職員との程度まで違ふのか、こつおっしゃられますと、実は常勤勤務者も級別定数の適用も受け、身分も保障されたいやうな状態で、実質的にはほとんど違ひがございせん。むしろ私も公務員制度としておそれるところは、常勤勤務者、あるいは常勤の非常勤と称して役所の便宜上採用されたならば、それがいつの間にか恒久的な職員となつて居るとは、他面において公務員制度本来のメリット・システムをくぐる形にもなるのではないと思つて居るので、そつたしよをおそれるのであります。現実には常勤勤務者といふものは定員法上の職員と処遇の点においてはほとんどかわりがないと言つてよろしうございせん。

○川俣委員 これを定員法の中に入れなかつたかといふ反問があるらうと思つて居るのですが、これが問題なのでございまして、あくまで定員法の中にはその役所の恒常的な本業あるべき量の業務にふさわしい職員だけを入れよう、季節によつて変動するものだけを何とこれを除外しておく方がいいのではないかと考へておられまして、二か月前の閣議で定員法に立上つておりました。でもその常勤勤務者といふものは二か月前の期間を限つて雇用される臨時の職員であります。これが逐次延びて居ることは事実であります。が、建前はさうなつて居るのですが、あくまで季節によつて業務量の増減するものは常勤勤務者で押さえていくべきではなからうか、これらはいらう問題があるかと、根本は公務員制度全般についての結論を得つて処置したい、こつたしよといふ考へなのでございせん。

○川俣委員 そつたしよ二か月前で交代するよつたしよ不安定な者に、人の住居に入つて検査してもいいといふ資格を許

すこととはどうなんですか。そつたしよ資格を与えなければいけません。問題はそつたしよです。身分のはつきりしない者に、人の留守宅に入つて、財産を調べてもいいんでどうして出てくるのです。一方の食糧法がなければいけません。任意検査ならいいのですが、今強制的な検査の建前をとつて居る。みづから強制検査の建前をとつておつて、しかも重要な権威を与えている者が不安定な地位でいふといふことはどうか出てくる。だから食糧法を変へるなら別です。変へないで定員内での問題を処理するところに無理がある。それならば食糧法を変へたらいふらう、あるいは農産物検査法を変へたらいふらう。変へないで居て、あつて定員のもとに法律を無視するやうな行為は許されぬといふことは当りまえのことではないですか。

○岡部政府委員 お答えいたします。これにつきまして、先ほど来申し上げます通り、根本問題があることは私は否定いたしません。それにつきましては今後解決に努力いたしたいと思つて居るのですが、今御指摘の期間の問題につきましては、私国家が公けの権威をもつて権限を付与する以上は、たとえ一日の身分を与へても、それは公権力の執行に何ら差しつかへないものであつてと考へますので、二か月前あるいは半年の身分しか与へないから公務の執行に差しつかへないといふも言へないのではないかと考へます。もちろん恒久的な身分を持つていた方が望ましいとは思つて居るのですが、仕事の関係でいろいろなことがあり得る、短期間の検査もあり得るのではなからうかと考へます。そ

の点御了承願いたい。

○川俣委員 これは了承できない。人の家に無断で入るといふ権限がある、二カ月たてばこの間の検査官はやめていかねばならない、こんな身分のあいまいなことではいけない。農林省に検査する資格を持っていないかどうか検査する人はない。この間あったからいだからと思つておつたら、もう身分の喪失という問題が起きてくる。いいですか。そうすると法律の威信に關するじやないですか。これが一つ。
なぜ首切つた者を検定協会などへ入れてその予算を出しているかどういふわけですか。

○岡部政府委員 第一点につきまして、仕事の性質によりまして、私は短期間の身分があるだろうと思つたので、短期間の身分があり、その身分に基いて職務を執行する以上は、たゞし將來やめてもその者が行なつた行為につきましては國家が全責任を負うべき問題でありまして、その点は當然やむを得ないことではなからうかと思つた。検定協会云々とおつしやられますが、これは農林省と直接關係のない問題でありまして、また定員法にも直接關係のない問題であらうと存じますので、私からお答へ申し上げることは許していただきたいと思います。

○川俣委員 検定協会には食糧庁から約四億余の金が出ておる。それは、農林省と關係がないと言つて、財団法人だから關係ないとおつしやられれば關係ないかもしれない。だが、わざわざ四億数千万の金を出して補助をしておる、それも法律に基かないで補助をしておるのです。これが単に外国から

入ってくる輸入食糧等の場合において、この検査にも當つておる、あるいは雑費の検査にも當つておるといふだけならば別であります、この間アズキの取引でござつたが起つたときにも、その検査に立ち会つておるのはこの検定協会です。検定協会が委託を受けてやつておる。全く農産物検査法というものを無視された形になつておる。これが定員で詰められていくものだからそのはけ場所に使つておる、明らかにならうと思つておる。こういうことは失業救済として私も悪いとは思いません。失業救済なら失業救済でいいのですが、一方で割つておいて、一方でふやしていくといふのはおかしいじやないかと思つておる。一方で割つた者を失業救済として救つていくものなら、何もそんなことをしなくてもいいのじやないかといふことが一つの問題です。もう一つは、これはこの前も明らかにしたのですが、林野は独立会計の企業体制を取つておる。ですから今切つておくことが必要であらうといふような場合でも、定員法の束縛を受けたりすることもあり得ます。この前も指摘したように、一体山に入つておる人夫の計算などは、やはり支払官がしなければならぬはずで、それが受取りを取るときには支払官の名前になつておるはずで、実際に金を払うのは、山の中に一々行かない者がおる、これを常勤作業員と言つておる、これが出納官になり得ないはずで、しかも國の財産を、どれくらいの本が切り出されたか、あるいは何石であるかといふ査定をするのにも常勤作業員を使つておる。一方会計検査院はやかましくして、

國の財産を査定する者はこれだけの資格がなければならぬとやかましく言つておるのに、一方においては常勤作業員を使つておる、常勤作業員にはそれだけの資格がないのだから、わざわざ出納官吏の名前まで借りてきておる。判を押したのをちゃんと持つていて、自分の判を押して支払いをしておる。實際上の責任はだれかといふと、形式上はそれらの支払官であらうと思つておる、現実の姿はそうじやありません。どのくらいの仕事をしたのか、木を何石切つたのかといふ國の財産の判定が、常勤作業員によつて行われておる。これは現実にあつたことですが、こんなことをさせていいのかわりか。そこにいろいろな問題が起つてくると思つておる、どうですか。

○岡部政府委員 なお十分研究して、できるだけ御趣旨の点を尊重して努力したいと思つておる。

○川俣委員 それから、実際はこういう現場といふものは定員法があるために作業能率が下つておる。新陳代謝が行われぬ。そのためにどれだけ作業能率が下つておるか、作業能率を上げるための方法が、現在は低下させるためにしか使われていない。全く最初の趣旨とは違つた形のものが出ておるわけですから、それでも一度定員法が作られるとそれではならぬといふこととでやつておる、そう考へておること、私は最もいかぬことと思つておる。たとへば農林省の關係で統計調査員もそうです。これなども中には優秀な者もおりますが、非常に汚濁した者もおります。これは前の農業会を整理したために、あそこを取替したわけですが、それだから仕事の向きに合わない

者までも抱えておかなければならぬ。こういう点など定員法がもつと融通がきけば、仕事のできる者は新しい人を入れて、それと同時に交代させることができるわけですから、みんな林野庁あたりの古い者がおつて、それで元の方詰まつておる、そのために能率の低下はおびただしいものがある。一方からいふと大学の卒業生が失業者として何人もおるわけですから、もちろん私はその中の優秀な者まで首切つていいなどと言つておるのではない。しかし少くとももう少し機動力のあるような考へ方をしなければいかぬと思つておる。それしないでは汚濁させているのはどういふわけですか。

○岡部政府委員 その点につきまして、御意見ももつとも存じますので、できるだけそういう方向に努力したいと思つておる。

○川俣委員 この前もごつともと言つても、少しもやつていない。もつともだと言つておるならそれを実行しなければだめだ。実行しないでもつともなんといふことはいいです。〔笑聲〕それができなければあなたはやめるといふくらい覚悟を持たなければならぬ。それなら信用します。いつも委員会を切り抜ければいいといふのじや許しがたない。もう一ぺん政務次官からお答へ願いたい。

○森(清)政府委員 川俣さんの御指摘のことは、われわれも十分考へておるのではありません、実はこの問題につきましては公務員制度調査会で検討中のごときで、その結論を待つて至急に善処したい、そしてその結論もおそらく速からず出ることと思つておる、早急に御趣旨に沿うような

方向に持つていきたいと存じておる次第でございます。

○宮沢委員 それではこれより討論に入ります。通告がありますので、順次これを許します。石橋政嗣君。
○石橋(政)委員 私は兩派社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりまして行政機関職員定員法の一部を改正する法律案に反対の意見を述べんとするものであります。

政府は、本案提出に當り、この法律案は、昭和三十年年度における各行政機関の事業予定計画に即応して必要やむを得ない事務の増加に伴う所費の増員を行つるとともに、業務の廢止及び減少に伴う余剰定員の縮減を行ひ、行政機関全般の定員の適正化をはからうとするものである、このように述べているのであります。政府はこのような内容をもちまして、はたして定員の適正化はかされるものかと考へておるのではありませんか。定員の適正化は、まず根本となる行政機構、行政事務の整備から始められなければならないことは言をまたないものであります。このよ

うな事務的な人員の増減はますます不合理的な深めこそすれ、決して適正化を進めるものではないのであります。ともあれ總選挙に當りまして、行政機構の改革、行政事務の簡素能率化を公約した民主政が、一たび政權を担当するや、官僚機構に屈してか、逆にかくのごとく機構の拡大をはからなければならなくなつたといふのも、これは確かに皮肉な現象であると言へます。確かに航空技術研究所、原子力室、賠償部、移住局、横浜移住あつせん所、失

業対策部等の新設拡張は、個々に取り出してみれば、それぞれ時代の脚光を浴びるにたる必然性を持った措置であると言えませんが、これは皮肉な観察を下すならば、何人も反対しがたいものを選んで機構の拡大と定員の増加をはかっておる、こういう見方もできるわけでありませう。当初にも申し上げた通り、これらの機構拡大の措置が万全のものであるかいは、機構全般を通じて検討し初めて結論を下し得るものと考えております。しかるに政府は現在この点についての強い意欲は全然見られず、ただ一時のがれに公務員制度調査会の答申を待つて考慮すると称しているにすぎないのであります。このようなことでは戦後著しく複雑となり膨大となつた行政機構の事務の簡素化をはかるなどといつた公約は日暮れてなお道遠しといわなければならぬと思ひます。

それだけではなく、この法案を通過して思ふことは、今や法によって定員を定めんとすることの意義がいかに薄弱となつてゐるかということでありませう。ただいま川俣委員からもある御説明があつたのでありますが、今回の改正案によりまして、行政機関の職員の数数は六十三万六千三百三十二名に達するわけでありませう、これはあくまで定員内職員のことであり、この外郭には既にこの数に匹敵するいわゆる定員外職員が存在するということでありませう。これら定員外職員の中には、当然定員法の規制を受くべきはずのものでありながら、単に法規の関係上適用を除外されてゐる多数のいわゆる常勤労働者、あるいは常勤的非常勤職員と称されている者があるわけでありませう。

しかも常勤労働者のうち三万三千四百十五名の者は、三十年度予算の中でも公然と予算定員として認められております。定員法の定員と関係なく、あるいは随時交流を可能とするところにこのような歴大な職員をかかえていて、定員を法律で定めることに何の意義があるかと私は言ひたいのであります。このような法解釈の悪習を政府のみならずが作り出すことは全く言語道断であります。政府はよろしくこれら日陰者の取扱いを受けている職員を、一日も早く日の当る場所に引き上げるような措置をとるべきであると思ひます。さもなくば今や定員法は行政職員の員数を規制するという本来の目的を違離れて、職員の中に定員外、定員内という二種の職員を作り、定員外職員をして劣悪な労働条件のもとに自由に駆使せんとするためにのみ存在する、このようなそりを甘んじて受けさせなくてはならないと私は思ふのであります。はしなくもこの法案審議中に紛争を惹起した恩給局の職員の問題が、実は大学卒業で日給二百七十五円という者が、その労働条件にあつたというところをわれわれは十分に考慮しなくてはならないと思ひます。現在約六十万に達するといふこれら定員外職員のうち、約五十万人は農林省関係機関に属するものといふことでもあります。一例を農地局にとつてみましても、その職員のうち約三割は事務関係の職務に携わり、用地の買収、補償事務、会計経理事務、資材の購入、その他一般事務を行つておる、約六〇％は測量を実施し、工事の計画、設計を行ひ、また工事施行の監督など、土木技術面に携わつてゐるのであります。これら職員

の中には実質的に係長級の職務を行なつておる者すらあり、小使、寮母等の雑役に従事する者はその一割にも満たないことを知るべきであります。學歷を見ましても、七割以上の者が旧制中等以上を卒業しており、勤続年数もまた一年以上が約七割、二年以上が約三割といふことでもあります。このようにしての面で定員内職員と異なるところにない人たちは、何ゆゑに定員の外に置いて、差別的な取扱いをしななければならないか、われわれの最も了解に苦しむところでありませう。定員法もまた業務遂行の合理的運営並びに能率的推進のためにこそ必要なのであります。われわれはこの法が一日も早く、このような本来の姿に戻ること強く要求し、かかる変則的な姿に墮した本法案に反対しようとするものであります。

次に法案の細部にわたる検討を加えますならば、次のような不合理と欺瞞性を指摘しなくてはなりません。まず第一は、この法律に基いて本年新たに整理される者は昨年度の臨時待命制度、本年度のいわゆる指名退職制度の適用から除外されており、公平の原則にもとらふことでもあります。これについて政府は昨年の整理の方針と本年とでは表情が異なることと申すのであります。整理をする側の実情がどう異なるらうと、整理をされる者にとつて首を切られるといふことに二つはなによつて実出血を伴わない、このようにも申しております。しかし政府の提出いたしました配置転換計画なるもの推してみましても、われわれはその信

憑性を疑わざるを得ないのであります。政府はよろしく本年度においても申し出のあつた者については同様の取扱いをすべきである、このように考へるものであります。第二は、この法律の持つ欺瞞性を糾弾しなくてはなりません。御承知の通り、昨年の整理に際しましては、職員に命を命じ、すなわち強制的に臨時待命を命じ、あるいは職員が申し出に基いて臨時待命を承認することができました。結局強制的に二本建てで整理に臨んだのであります。ところが本案の示す指名退職制度の適用に当りましては、本人の申し出一本といふきわめて適当な形をとつてゐるのであります。これは果して真実そのまゝのものでありませうか。この法案が国会において審議されてゐるさなかに、実は行政機関職員定員法の一部を改正する法律が成立した際には、同法附則第十項の規定による申し入れをいたしました。なお同法附則第十項で指名された上は、同法附則第十二項に定める期間の末日において離職することを申し添えますと書かれた書類に署名捺印を強制し、あまつさへこれを拒否した場合に、国家公務員法第七十八条によつて免官処分の措置をとるかもしれないなど威嚇してゐる事実があるのであります。このような卑劣な、しかも國會を無視した行為が法案審議中に行われたといふことは、法成立後の危険な強制手段の教々を想像させずにはおかないのであります。さらにこの法案は、国家公務員法の定めるところにより、指名退職制度適用の手続等は人事院規則によらなければならないと規定してゐるにもかかわらず、かかる行為

を行なつてゐることは明らかに国家公務員法違反であり、徹底的に究明されるべきだと考へております。少くともわれわれは職員が申し出が少いときはどうするかといふ重大な一点をこまかしたこのような法案を絶対に認めることはできません。

第三、昨年の定員法の改正によつて整理されることになりました被整理者のうち、本年度以降の整理計画に含まれるものは、この指名退職制度の適用を受けることとなるわけでありませう。この制度は昨年の臨時待命制度と全く同等なものでなければならぬにもかかわらず、その待命期間が昨年と比較し短縮されようとしてゐることでもあります。すなわち昨年は待命期間は法定事項として明記されていたのでありますが、今回はこの制定を政令に委任しており、その案によればそれぞれ一カ月間の短縮を行おうとしてゐるのであります。この点について政府は、本予算は六月から施行されるものだという予定で、指名退職制度の実施も六月からの実施を予定してゐたが、不幸にして六月も暫定予算となつたため、この法律も七月一日から施行することになった。しかし予算額との関係もあつたので、この指名退職制度は形式的には七月一日から施行されるので、実質的には六月一日から実施してゐるので、六月一日から起算すれば昨年の待命期間と同じになるというのであります。このような國會を無視し、法律を輕視した欺瞞性と便宜主義をわれわれは絶対に許すことができないのであります。われわれは法律の權威を守るといふ点におきましても、かかる法案に賛成することはできません。

最後に、私たちはこの法律に基いて整理が行われたときに、表面化して参ります労働強化の面を考慮するとき、本法案に対し強く反対せざるを得ないのであります。一例を建設省関係にとつてみますと、今回工事量の減少を理由に、管轄局関係職員二百数十名の者が整理をされることとなるわけであり

【養成者起立】

○宮沢委員長 起立多数。よって本案は原案の通り可決するに決しました。

なお本日議決いたしました二案に対する委員会報告書の作成につきましては委員長に一任願いとう存じますが御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○宮沢委員長 なければさよう決します。

○宮沢委員長 次に郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、まず郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第十四号の三の次に次の一号を加える。

十四の四 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行うこと。

第六條第七号の次に次の一号を加える。

七の二 賠償及び国際協力に関する事務の取りまとめをすること。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○松田国務大臣 たいだいま議題となりました郵政省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説

明申し上げます。さきに日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定が成立して以来、この協定の実施に伴う関連事務が具体化して参りましたし、また、近い将来において、その他の国々とも賠償等の協定が成立いたしますならば、それに伴う関連事務も生じてくるものと考えられます。一方最近東南アジア諸国に対する諸種の集団的技術援助活動が活発化し、また個々の国からの技術援助の要請も少くない実情であります。これらの情勢にかんがみ、郵政省設置法の一部を改正して、郵政省の所掌事務にかかる賠償及び国際協力関係事務の処理に関する規定を整備しようとするものであります。その内容は、郵政省の権限として所掌事務にかかると賠償及び国際協力に関する事務を行うことに加え、これらの事務の取りまとめを大臣官房の所掌事務として加えようとするものであります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願ひ申し上げます。

○宮沢委員長 これより質疑に入りませう。通告があります。田原春次君。

○田原委員 松田郵政大臣は長く外国にも居住しておいて、その経験から見ても、ただめし郵政事務に対しては、過去の郵政大臣に比べて画期的に民主化とかサービスマンとかいっている点において改正があるものと期待しておいたものであります。しかるに本日出ました一部の改正案は、まだわれわれの期待するほどの改正がないように思っていますので、この機会に四、五点質問をしてみたいと思ひます。

第一点は、切手販売及びポスト設置の簡素化についてであります。御承知のように、外国ではホテル、薬局、列車内、船内、あるいは病院内等に就いて随時切手が買えます。またポストもたくさんある。ところが日本におきましては、一つのポストから次のポストまで八百メートルの制限がありまして、また新設申請等に対しては最近かなりよくなつておりますものの、なお非常に手続がめんどうであり、しばしば予算が伴わないというところで新設がおくれている。御承知のように、人口は年々百二十万ずつふえておる。それから戦後海外からも六百万から附つておるのであります。新たに住宅街ができ、十数町も歩いて行かなければ切手も買えないところが全国で多いのであります。これに対して設置内規があるならばこれを急速に改正いたしましても、要するところでもポストがどこでも、隣にある場所でもポストができるようにして欲しい。また切手の販売がはなはだ不便である。一例をあげますと、たとえば電報は各駅のホームに受けるところがあります。また各駅に郵便を入れる箱があります。けれども、切手を売っていないのです。列車内にも売っていない。列車食堂で売りますものは高級のものであります。旅行者が列車中で思ひ出してはがきを買つて、次の駅で入れようと思ひかいて問題については、これはサービスマンを中心として郵政省ではやるべきではないか。もしまた既存のポストと現在郵便切手の販売を許された業者を保護するという考えで置けば間違ひであります。決してそういう既存のポストや販売所の設置場所に近接してやれとい

う意味ではないのであります。まず第一点は、ポスト設置及び切手販売の手續の簡素化についてもっと急速にサービスマンに改める必要があると思ひますが、これに対して御意見はどうか。

○松田国務大臣 おっしゃる通りに郵政省の仕事の大部分は、すべて国民諸君が日常生活をより便利にしていこうということが多いのでございます。従つてお説のように切手の販売にいたしましてもポストの増設にいたしましても、予算が許されるならばどんなことを設置していきたいという気持が十分ござります。しかしそれらの点も第一は予算の問題であり、均衡のことをおつしやいましたが、わが国のポスト、郵便局、切手の販売、またその他のデリバリーの点などにつきまして、外国人はひとしく日本の郵政事務のきわめて便利になつておることをむしろ推奨されておるような状態でございます。なおこれをもちつて決して足りたりとはいはしておりません。できるだけサービスマンを改善して参りたいと思ひしております。

○田原委員 私が聞くのは、郵政省所管で電話の新設の場合には寄付という例もあつて、電柱等の寄付の申し込みをさせたり、公債等を買わせたり。電話においてそういう例があるならば、切手販売所並びにポストについても、予算を伴うかもしれないませんが、なお必要最小限の費用は町内会であるとか、あるいは列車内、列車内は別ですけれども、ホームの売店等に寄付をさせてやつていいと思ひるのでござりますが、この点いかがでございますか。

○松田国務大臣 今おっしゃつたよう

これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立

○宮沢委員長 これにて討論は終局いたしました。

これにて討論を終ります。(拍手)

な問題については、もっと簡単ないろいろ新しい思いつきかどんどんやりたいと思ふようなことがたくさんございませうけれども、しかし制度としてこれを承継してその実効を上げていくためには、単に思いつきによつてのみ進めていくというわけにも参りませんので、それらのことを十分にいろいろな方面から調査研究いたしまして、制度というものを改善していかなければならぬと考えますので、いろいろ不備な点も考えられるのでございませうが、一々これを満たすに至つておらないという実情でございます。

○田原委員 たとえば同じサービス機関でも、運輸省所管の国鉄等は、鉄道建設審議会あるいは逓信の審議会等もありまして、十分民意を問う機関もあるわけですが、従つて郵政事務についても、特にこういう国民の便利というサービスの面の施設に対しては、そういう審議会のごときものを地方の郵政局単位にでも作つて、ここには設けるべきである、しかし費用がない、しかも地方で負担しようというふうにさせればもう少しできると思う。さうなことは政治的でなく、ほんとうに国民生活のサービスの面における新しい構想としてこれを進めてはどうかと思ひますが、いかがでございませう。

○松田国務大臣 郵政省におきましても、郵政審議会というものがございまして、四十人の委員をもつて広く学識経験者を集めて、そうして郵政事務に関するあらゆる問題の御審議を願ひ、研究調査をやつて、現に今もやつておるよう次第であります。

○田原委員 そういふ学識経験者というのはいいて東京に住んでおりまし

て、便利な所におるのでありますが、私の言うのは、地方のおかみさんだとか通勤者とかいう、ほんとうに便利な所はポストがなくて、十町も行かなければならぬ所のことなんです。それで私は中央にあるのもいいけれども、地方の郵政局単位にもっと小型のものを作つて、いつでも御要求に應ずるような便利な機関がほしい。これは希望にしておきます。

第二点は、配達夫の待遇の問題であります。松田さん御承知のように、アメリカでは三十年も四十年も配達をしておる老配達夫がおりまして、その人の給料は郵便局長より上であるというふうになっております。年六十にして郵便物を持っていなかの村を、昔は馬車で行つておつたが、最近自動車で行つておられます。クリスマスなどになると、へんびな村の人のため買物の代理の役目をつたりして、地方の人々の間に親切につながつてゐる。聞いてみますと、私はもう四十年以上やつておりますが、郵便配達夫以上にならうとは思つておりませぬし、この付近の近くの住民の皆さんにサービスすればいいと思つてゐると言う。ところが日本は官等俸給令というふうな制約がありまして、郵便配達夫のいただきます最高給与というものはきまつておる。私は、大学出の若手の高文をとつた郵便局長よりか、その下に使われておる配達夫の方が二倍もよけいに取るといふ状況の方が好ましいと思ひます。そこでこれは俸給令、給与等の規則の改正にもなりますけれども、現場の人々が安心して一生現場でやれるということのために、位は低くても給料は高いというくらいにしなければならぬ。日

本の行政官庁の一番の欠点は、官等俸給令の制限があり、昇進のために他に榮転しなければならぬし、榮転の決定には学力等の制限があつて、配達夫には榮転の道はないのです。ほかの省はいざしらず、郵政省のようなサービス機関については、松田さんが大臣である間に、思い切つて最末端の現場の集配人諸君の待遇をよくして、そうして一生喜んで、どこにも転動をせずそこでやれるというふうにしたらどうか、現にアメリカにそういう例があるくらいだ、こういう意味で私は質問しておるのであります。どうでしょう、何か思い切つた工夫はございせんか。

○松田国務大臣 まことに結構な本考えと思つております。しかしアメリカの例は必ずしもとつてもつて直ちに日本に移し得ないようなものもいろいろあるかと思ひます。彼に一長あればまた一短あるのであります。わが国の制度にも一短あればまた一長がある。たとへば郵便物の配達のごときも、日本は山の奥のほんのぼちつとある一軒家にまで一々配達してやつていふこと、ちよつと私の知るところにおいてはアメリカにも見られない状況でございまして、なかなかあれもこれも考えますと、いろいろやることはありますけれども、日本の今日の郵政事務は、長い伝統とそれとに度の上で健全に築き上げられて参つたものであります。長い歴史のものにできて参つたものであります。相当の治績をあげてゐるものは、他にいろいろ新しいものを設置するといふところまで参らぬ。私もいい思ひつき

としては、これこそはと思ふようなものはないでございませぬ。まあしかしいろいろと研究してどんどん進めていくこと、これならば大丈夫、これこそはやらなければならぬと納得いたしましたものは断固としてやる所存でございます。

○田原委員 この内閣がどのくらい結構か予想できませんが、やがて私の尊敬する松田国務大臣がほんとうに十分用意をして、断固としてやるようになることでは、まことに残念であります。事は多少拙速でありましてよろしゅうございませぬから、松田郵政大臣の時代にこういうことがあつたと、日本郵政史の中の何ページかを残すために、一番こまかいこういうサービス問題を取り上げてもらいたい。これは友人の一人として特に希望して、質問を終わりたいと思ひます。

○宮沢委員 簡単に御尋ねをしておきたいことがございませぬ。それは郵政大臣の電電公社に対する監督権の問題でございませぬ。これは六月十九日の産業経済新聞であります。その他にも似寄りの記事がございませぬが、「大当りのサービス電話」「面白いほどもうかる「電電公社」」「今度はニュースを」といふ見出しで大きく扱われておる電電公社の実情でございませぬ。電話の時報サービス、天気予報サービスも十二都市で一日二十五万通話を下らなさい。これらの料金は少くとも一日二百二十五万円、年間八億二千四万円も転がり込むので、電電公社では笑ひの止まらぬありませぬ。そこで同公社では現在東京だけの時報サービスを主要都市に

拡張、さらに十月からはニュースサービス、それに各種の室内サービスにまで電話を利用して大いにもうけようとの計画を進めてゐる。十二都市で七百三十回線を使うということが書いてある。こういう特殊のサービスに對しましては、郵政大臣と電電公社との間に何らかの連絡があるか、あるいは協定でもあつたのでございませぬか、この点を承わりたいと思ひます。

○松田国務大臣 郵政省におきましては、電気通信監督官がおりまして、電電公社とは常に緊密な連絡をとつてやつておる次第であります。

○長井委員 そうすると今読み上げたような特殊サービスについても、すでに連絡があつたのでございませぬか。

○平山説明員 お答えいたします。今お話がありました天気予報サービス、時報サービス等につきまして、郵政省と電電公社とどういふ連絡があつたかというお話だと思ひますが、日本電信電話公社がやります本来の業務は、あくまで公衆電気通信業務でございませぬが、日本電信電話公社法の定めるところによりまして、電電公社は公衆電気通信業務と、それに付帯する業務をやるというところに法律で規定されております。そこで今御指摘の天気予報サービス、時報サービスは、その付帯業務として電電公社がやつておるのでございませぬ。

○長井委員 あなたのところに連絡はあるのですか。

○平山説明員 連絡はございませぬが、法律的に申しますと、いわば認可事項という関係のものではございませぬ。実質的な業務上の連絡を受けております。

○長井委員 あなたのところに連絡はあるのですか。

○平山説明員 連絡はございませぬが、法律的に申しますと、いわば認可事項という関係のものではございませぬ。実質的な業務上の連絡を受けております。

○長井委員 そうすると、この新聞に書いてあるホット・ニュースをやるといふようなことについても、何も連絡がないのが普通ですか。

○平山説明員 今私どもが承知しておりますのは、天気予報サービス、時報サービス、これは承知しておりますが、ニュースについてはやるかどうか、またそれについてやるかどうかというようなことについては、電電公社からまだ何らの連絡も受けておりません。

○長井委員 電電公社の武田という企画課長の話もここにあげられておりますが、こういうことをやるのだと新聞に書いておられる。私は電電公社の仕事を本質は通信網の完備である、こう思っておるのであります。しかもこういう特殊サービスによりまして金をもうけることを電電公社が覚悟してしまいませんか、これはもう手に負えないことになつてくると思つておられる。将来は、いわゆる運輸大臣が国鉄一家をもてあましておるうちに、郵政大臣もおそらく電電一家を作り上げてしまつて、どうにも動きのとれないようなことも起らないとも限らないと思つておられる。ここに電電公社の本来の仕事でありますところの通信網の完成ということとは、末端に至るほど大切なのであります。神経が末端でしつかり働きますと、中心だけで働いてあるようなことであつたら、頭でっかちで、脳溢血になつてしまつて、不具的な状態になるのであります。それでですから、まず第一に、国土の端々まで通信網の完成ということに力を入れなくてはならないと思つておられます。それがただ単に十二都市くらいで、大へんな特殊サ

ービスを始めるというところについて、郵政大臣もよほど監督の目を光らせてもらわないと、国鉄のような結果になつてしまつて、動きのとれないようなことになつてくる、思つておられます。それで、この際特にこれらの事務が郵政省の方と全然関係なく、付帯事業としてやれるということであり、まずならば、われわれは保護立法を考へて、郵政大臣の権限の強化がいま少しく電電公社にも及ぶようにしなければならぬと考へておるのであります。それらの点に關しては、何か御所見がございませうか。

○松田国務大臣 お説のように、電電公社はサービスの点についていろいろのこととやるというところについては、必ずしもそういうようなことではございませんで、自由にやつておるといふことはありませう。本来公社の建前としたしまして、できる限り、通信関係の事業を大いに伸ばしてやつて、そのためにはそこに自主性を持たしてやつていかなければならぬ、これが、むしろその仕事を完成せしめるゆゑんであるというような建前で公社法もできあつておるわけにございまして、従つてただいまのところでは、郵政大臣の監督権といふものは、必ずしも非常に強いものではございませぬ。しかし今申し上げたような事情であります。

なお、御承知のように、全国的に、この通信の業務を進めて、そうして国民の要望にこたへていくというのをやりますためには、どうしても電信電話等の基礎設備をまずやらなければなりません。これはなかなかに外部資金を予算の上で十分認められなければ、一々要望を満た

していくというところまでいかないのでもございませぬ。そこでどうしてもある程度の仕事は自己資金をもつてやつていかなければならぬ。そこに昨年度も五カ年計画に基きまして電話を十四万個かけるといふのを十八万以上になつておるといふようなわけでありまして、そういう直接のサービスで、自己資金でまかなわれぬ程度のものはできるだけやつていこうとするところに、今おつしやるように、いろいろな工夫をしてやつていこう、それがもうけ事業、こういうようなことを考へられるのでございませぬけれども、電電公社といふものの性質、すなわち公共性の非常に強いものであり、従つて決して企業本位にばかりいくべきものではないと思つておられる、おつしやる通りであると思つて、それらの点につきましても、十分に監督して参りたいと思つておられます。

○江崎委員 関連してちよつとお尋ねしたいのですが、先ほど田原君からお話をありました切手販売所の数の問題であります。昔の戦争前の通念でいくと、ポストのあるところには必ずしもあつたわけでは、それがだんだんなくなり、しかも駅の売店というやうな場所、切手販売所としてはきつめて適切な場所であるにもかかわらず、これが無い。これは問題としてはこまかい問題ですが、一般民生に非常に影響のある問題でございませぬか、なぜこれを引き上げるようになったか。これは普通の民間の場合ですと、いろいろ経理上の問題とか、保証の問題とかきつと条件があると思つて、駅の売店、特にそれが鉄道の弘済会ですか、

そういうやうな単位の場合を通じてならば、比較的不安もないように思つておられますが、どうして少くなつたか。またこれをふやし得ることになれば、松田君政ということになると思つておられるので、今ここで承わらなくてもつけようですが、御調査賜りまして、できれば先ほどの田原君の質問の線に沿つていただくことが非常にいいことだと思つたので、御質問とともに、強く御要望を申し上げておきたいと思つておられます。

○松田国務大臣 その問題は非常にいいことであつて、そうもむずかしい問題ではないと思つておられます。また戦前におきましては、電信と郵便の方が一緒になつておりました、郵便局に行けば何でもとつてという建前であつたのが、戦後二つにそれが分れて参つたために非常に、不便を感じておられることも承知いたしておられます。今のところは、それらもお一つにできると思つておられるので、公社の方にも要請して、いふやうな次第でありまして、ただいまの問題はそうもむずかしいことではないと私は考へておられますが、他にどういふ支障があるか、よく研究して、できるだけ早く、さういふ御趣旨に沿いたいと思つておられます。

○宮沢委員長 森君。○森(三)委員 郵政大臣にお尋ねします。今回提出された郵政省設置法の四に、「所掌事務に係る賠償及び国際協力に關する事務を行うこと。」とありますが、この「所掌事務に係る賠償及び国際協力」の範囲は、直接協定に基いて日本政府がこれらの問題を処理するのですか。さうしたあたり郵政省としては、日本のこの賠償及び国際協力という面

において、どういふことをおやりになるのか御説明願ひたいと思つておられます。○松田国務大臣 今の説明でもちよつと申し上げておきましたが、御承知のように、国際電信電話の点もありませんし、またさうした機械、設備といったやうなものもプラント輸出ということも、賠償にからんで考へられるのではないかと。またアメリカの対外活動本部におきましては、日本をアジアのトレーニング・センターということに指定してあるわけでありまして、現に電電公社の方に、さういふ方面の専門的知識を要するのために三名の研修生を受け入れるという話もきておるに実施するのではないかと。さういふこともございまして、今後これらの点がだんだんと実施されるやうになりますと、いろいろの点で考へられることは、現在考へられておること以外にふえてくるのではないかと、さういふ次第でございませぬ。

○森(三)委員 電信電話機械等の賠償問題があるというのですが、さういふものは、通産省の所管になるやうな気がするのですが、あなたの郵政省でそれをやるというのですか、その所管の関係はどうなつておるのですか。

○松田国務大臣 監理官に一つ詳しく説明させます。○平山説明員 今の御質問に對しましてお答え申し上げます。ビルマの賠償の例について申し上げますと、役務とか生産物の提供をやるわけですが、その種類がどういふものかということについては、協定の附属書の中に電信電話施設の復旧ということが書かれておられます。施設の復旧につきまして、この内容をどういふものにするかというこ

とは両国間の政府の合意を得た上で最後の的にきまるように書かれておりますが、その場合にどういふことが予想されるかと申しますと、先ほどお話がありましたように、ただ機械だけを出すということではなしに、たとえばビルマのどこかの町の一局の電話局をどうするかという設計上の問題もございませう。それから技術者のトレーニングの問題もございませう。あるいは修理工場を作るといふような問題もございませう。こういったものに関連いたしますと、通産省の所管しております生産行政だけの範囲の外のものがあると思ひます。そういった面につきまして、日本政府として実施をやつていきます場合に、郵政省がこの所掌する今の電気通信なら電気通信の場合に、今のようなことににつきましていろいろ協力する必要がある、かように考へております。

○飛鳥田委員 今大臣の説明の中に、日本はアジアのトレーニング・センターにするといふような御説明がちょっとあつたように聞えたのですが、もう少しそれを詳しく説明していただけないか。

○平山説明員 今私が申し上げましたのは、主として賠償関係の問題についてどういふ協力が予想されるかという点について申し上げましたが、もう一つ国際協力といふものもございませうが、これはいろいろございませう。アメリカの対外活動本部FOAの関係のものとか、あるいはこの間東京で会議がありましたアジアの極東経済委員会、エカフエの問題とか、国連の技術援助の関係の問題とか、コロンボ計画の問題とか、いろいろございませう。

の中にやはり電気通信の問題がございまして、電気通信に關しましては、電電公社に世界的に見てもかなりつばなものと考へられます。トレーニング・スクールがありますので、そういったところに東南アジアの諸國の方が来てトレーニングを受けて歸られた方もございませうし、また現に來る計画になつておる方もあるわけがございませう。その問題に關連してのお話だつたと思つ次第であります。

○飛鳥田委員 それは何か国際協定でそういうことがきまつたのですか。

○平山説明員 国際協定ではつきりきまつたといふものではございませうが、そういうような空気といひますか、東南アジアの諸國の中にそういう空氣があるといふふうに考へておるわけがございませう。

○森(三)委員 残余の質疑はまた次会にいたします。

○宮沢委員長 この際お諮りいたします。去る二十一日田原春次君が委員を辞任せられました結果、理事に欠員を生じたので、補欠選任を行いたいと思つますが、先例により委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○宮沢委員長 なければ、さように決めます。田原春次君を理事に補欠指名いたします。

次会は公報をもつてお知らせすることといたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後零時六分散会

〔参照〕
会計検査院法の一部を改正する法律

案(内閣提出)に關する報告書
行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
都合により別冊附録に掲載

内閣委員会議録第十六号中正誤
頁 段 行 誤 正
五 二 三 主 綱 主 綱